

## 第1回守口市人権尊重のまちづくり審議会

日 時：令和2年11月24日（金） 午前10時00分から同11時20分

場 所：守口市役所 地下1階 中部エリアコミュニティセンター  
会議室1・2

出席者：家原まゆみ委員      中道久美子委員      榎井縁委員  
         宮前千雅子委員      笠藤歩委員      木村孝司委員      田口淑子委員  
         水野奈津美委員      木村剛久委員      加藤昌代委員      石井淳子委員  
         高橋義信委員      立住雅彦委員      甲斐礼子委員  
         （以上14名）

欠席者：砂原嘉夫委員

### 会議の次第

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状の交付及び委員紹介
4. 事務局紹介
5. 会長選任について
6. 市長からの諮問
7. 副会長選任について
8. 審議会の公開について
9. 会議の進め方等について
10. 守口市人権行政基本方針（改訂素案）について
11. 答申書の作成について
12. その他

### 審議内容

1. 開会
2. 市長挨拶
3. 委嘱状の交付及び委員紹介
4. 事務局紹介
5. 会長選任について（会長に榎井委員を選出）

○榎井会長      ——挨拶——

6. 市長からの諮問

## 「守口市人権行政基本方針」の改訂についての諮問

### 7. 副会長選任について（副会長に宮前委員を選出）

○宮前副会長　——挨拶——

### 8. 審議会の公開について

○会長　それでは、本日の議事に入ります。

今回は、審議会最初の会議となりますので、幾つか決めておかなければならない事柄があります。

まず、傍聴の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局　傍聴の説明の前に、配布資料の確認をさせていただきます。

（配布資料確認）

それでは、傍聴の件ですが、この会議につきまして、原則、公開いたしたいと考えております。

原則傍聴を許可していただくものといたしまして、別紙3の傍聴に関する取り扱いについてをご覧くださいませでしょうか。

まず、受付につきましては、会議開始の30分前からとしまして、会場の広さにも限りがございますので、5名を傍聴いただける人数としたいと考えております。

傍聴される方につきましては、審議の妨げにならないようお願いをし、状況により、退場していただくこともある旨を盛り込んでおります。このような形で傍聴について取り扱いたいと考えております。

○会長　何かこの件について、御質問等ございますでしょうか。（質問なし）

それでは、この取り扱いに従って、傍聴を許可したいと思いますますが、本日、傍聴の希望者はありますか。

○事務局　ございません。

○会長　それでは、傍聴者はありませんので、再開したいと思います。

次に、審議会の会議録ですが、会議録の作成及びその取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○事務局　本審議会の会議録につきましては、ホームページにおいて公開したいと考えております。会議録は内容を取りまとめたものを作成し、各委員に御確認いただきます。記録内容を証するため、会長と副会長に御署名いただきまして、その後、発言者の氏名、会長、副会長の御署名を除き、ホームページに公開したいと考えております。

○会長 会議録は各委員に確認していただいて、その後、発言者の氏名を記載しないという形でホームページに公開したいということの説明がございましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

○会長 それでは、事務局でよろしく願います。  
委員の皆様においては、御協力のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

## 9、会議の進め方等について

○会長 次に、会議の進め方等について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 審議会の回数ですが、本年度2回の審議会を予定しております。

本市では、平成20年4月に「守口市人権行政基本方針」を策定し、平成31年3月に、人権関連3法の制定を踏まえ、関係法令を盛り込むなど、当該基本方針について必要な修正を加え、施策の取り組みを進めてきました。

しかしながら、2015年に国連で採決された持続可能な開発目標（SDGs）の推進や国内における性的少数者に対する取り組みなど、人権を取り巻く状況は大きく変化しております。この社会情勢の変化に対応するため、「守口市人権行政基本方針」を改訂する予定です。

改訂に向けての予定でございますが、別紙4の守口市人権行政基本方針（改訂）に向けてのスケジュール（案）をご覧ください。

計画策定に当たり、本日「守口市人権行政基本方針（改訂素案）」につきまして御審議いただき、御意見を賜りたいと存じます。その意見をもとに修正を加え、パブリックコメントを12月から令和3年の1月に行い、第2回審議会を開催し、改訂の答申を行うこととさせていただきます。

○会長 何か質問等ございますでしょうか。（質問なし）

## 10．守口市人権行政基本方針（改訂素案）について

○会長 それでは、「守口市人権行政基本方針の（改訂素案）」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 それでは、第1章から第5章まで、全ての説明を一括してさせていただきたいと思います。A4判横の「守口市人権行政基本方針（改訂素案）新旧対照表」の1ページ目をご覧ください。

「第1章 人権をめぐる動向について」のうち、「1．国際的には」の項では、数値と文言修正を行いました。

2ページ目にまいりまして、左側中段、2004年12月の国連総会で採択された第1段階から第3段階までの内容を集約し、右側に、新たに2015年国連総会で採択された内容を追加しました。下段の「2．日本では」の項では、下線部分の文言修正を行いました。

3 ページにまいりまして、中段の部分、幼児虐待、犯罪の低年齢化を児童虐待に修正しました。

4 ページにまいりまして、上段下線部分を文言修正し、「3. 大阪府では」の項において、大阪府3条例「大阪府人権尊重の社会づくり条例」「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」を追記しました。

5 ページにまいりまして、「4. 守口市では」の項では、左側下線部分の文言修正を行いました。「第2章 人権行政の基本的な考え」の項では、5 ページから7 ページにかけて、全ての下線部分の文言修正を行いました。

8 ページにまいりまして、「第3章 市民とともに進める人権のまちづくりへ」の項では、8 ページから10 ページかけて、同じく下線部分の文言修正を行いました。

11 ページにまいりまして、「第4章 取り組むべき主要課題の」の「1. 女性の人権」の項では、2015年に国連総会で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」について追記しました。

それ以降、17ページの「5. 同和問題（部落問題）」の項まで下線部分の文言修正を行いました。

同じく17ページの「6. 在日外国人問題」の項においては、最新の数値に修正及び文言修正を行いました。

18 ページにまいりまして、2016年に制定された「大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例」の追記と、守口市における在住外国人の人数等について最新の数値に修正しました。

また、「7. 性的少数者の人権」の項を新たに追記し、守口市では、性的少数者に対する正しい理解の促進と偏見や差別を解消し、全ての人が生きづらさを感じることなく、自分らしく生きることができる地域社会の実現に向けた効果的な啓発に取り組むこととしております。

19 ページにまいりまして、「8. さまざまな人権問題」の項においては、「新型コロナウイルス感染症陽性者や関係者への差別」及び「北朝鮮による拉致問題等の問題への対応」を追記し、文言修正を行いました。

20 ページにまいりまして、同じく下線部分の文言修正を行いました。

21 ページにまいりまして、「第5章 庁内の推進体制」の「2. 組織体制の構築」の項において、「総合的・体系的に各人権課題に対応できる組織づくりを構築します」「守口市人権啓発推進委員会を設置し、全庁的な人権意識を高め、啓発事業の連絡及び調整に関するなどを総合的に推進することを目指します」に修正を行いました。

以上です。

○会長 大変分量が多いため、事務局より一部変更した部分について説明いただきましたが、変更していない部分を含めて、それぞれ専門的な立場から御意見をここで集約できればと思っています。

御質問、御意見など、御自由にいただければと思います。

○委員 21 ページに明記されている「守口市人権啓発推進委員会」の委員及び開催時期を教えてください。

○事務局　この組織は、主に人権に関わる課及び総務担当課の課長級で組織されています。

具体的には、市長室長、企画財政部広報広聴課長、企画財政部企画課長、総務部総務課長、総務部人事課長、市民生活部コミュニティ推進課長、市民生活部生涯学習・スポーツ振興課長、市民生活部人権室長、健康福祉部地域福祉課長、こども部子育て支援政策課長、都市整備部都市・交通計画課長、環境下水道部環境対策課長、教育委員会事務局教育部総務課長、教育委員会事務局教育部学校教育課長、議会事務局庶務課長、水道局総務課長で構成され、全庁的な人権意識の高揚と確立を図るための啓発を総合的かつ効率的に推進するための組織となっています。開催時期は人権関連の法改正等、人権意識の高揚と確立を図る必要が生じた時としています。

○委員　市長からの諮問の中で、平成31年に人権関連3法（部落差別解消推進法、ヘイトスピーチ解消法及び障害者差別解消法）の制定を踏まえ、新しい施策を構築するという点のほか、2015年に国連で採択されたSDGs、持続可能な開発目標の推進が世界的にも大きくクローズアップされて、これも必要な施策と認識しております。

その中で、説明された21ページまでの基本方針案は、大半概念が示されています。一方で、行動目標としてSDGsは17項目あり、「環境を守る」など、それが市民の皆さんに一番わかりやすい。また、本年は特にコロナの影響で、人と人との関わりなど、生活様式が少しずつ変わってきています。

それに対応するためにはどういう行動が一番必要かということがSDGsの17項目の中に明記されておりますので、概念のみ示すよりも、守口市人権啓発推進委員会の設置や、行動指針としてのSDGsを基本方針の中に組み込む方がより良いものになると思います。

○会長　行動目標としてSDGsを具体的に示した方が、非常にわかりやすいという御意見ですが、この点に関して、事務局で何かありますか。

○事務局　貴重な御意見、ありがとうございました。

ただ、基本方針でありますことから、SDGsに関連することについて細かく掲載することにつきましては、別途検討させていただきたいと思います。

○委員　部落問題についての事実確認と、誤りが何点かありますので、それを少し指摘したいと思います。

まず、7ページの上から11行目、「内閣同和対策審議会答申」とありますが、このときは総理府の諮問機関で、内閣府はこの時点で存在しません。事実関係も含め、総理府と内閣府の違いもあるので、「内閣」を削除すべきです。

次に、同ページの16行目、「部落差別」となっていますが、「同和問題」から「部落差別」に文言を変更した理由は、国の表現に従ったということでしょうか。もしそうならば、それ以降も全部変える必要がありますが、なぜ「同和問題」から「部落差別」に変えたのでしょうか。

○事務局　「同和問題」を「部落差別」に変えた理由は部落差別解消推進法の成立に伴い、「部落差別」という文言に変更しました。

○委員　それであれば、国も単独で「部落差別」という文言を使うことは今のところありませんので、「部落差別（同和問題）」がふさわしいと思います。

次に１６ページの９行目、「同和問題（部落問題）」について、「部落問題」とは通常表現しないと思いますが、「同和問題（部落差別）」又は「部落差別（同和問題）」のいずれかに文言の統一を図るべきです。

次に、同ページの１６行目、明治４年に賤民制度を廃止する太政官布告ができますが、それに基づいて壬申戸籍が策定されたものではありません。

ここで壬申戸籍を示す必要はないと思います。

また、「身分制度の廃絶に反する旧身分の書き込みなどとともに家制度の強化により、差別が残存したと言われています。」ではなくて、「資本主義社会における貧困や家制度の強化により、差別が再編成されました」とするべきだと思います。

次に、同ページの２１行目、「いわゆる被差別部落の」の「いわゆる」はなぜ付加したのですか。

○事務局　この場合、「いわゆる」を付加した方が日本語的にふさわしいと考え付加しました。

○委員　「いわゆる」は付加せずとも十分通じるので必要ないと思います。次に同ページの２３行目「日本国憲法において基本的人権の尊重が明記されたものの」について第１４条には「法の下での平等」の規定があり部落問題を包括した規定ですから「法の下での平等」も付加すべきと思います。

○会長　「同和問題」という文言が他にも明記されているので、整合性も含めて、少し見直してほしいという御意見であると思います。

次に、事実上の誤りを指摘されていますので、確認していただきたいと思います。それから、先ほど聞き損ねたのですが、「差別が再編成されました」という前の文言を、もう一度説明してもらえますか。

○委員　「太政官布告が出されましたが」の後に、「資本主義社会における貧困や家制度の強化により」と変更する方が良いと思います。

つまり、貧しくなっていくということを意味しており、近代社会の中で部落は、ことさら「良くない違い」のある地域だという差別意識が強固になり、差別が再編成されていきます。

次に、同ページの２６行目、１９６５年に同和対策審議会答申が示され、同和問題が我が国における重大かつ深刻な人権問題であることと、その解決は国の責務であると同時に、国民的課題であると明記されていますので、これも必ず強調される部分として明記した方が良いと思います。

○会長　同和問題に関して、部落差別問題についての大変貴重な意見をいただきました。

○委員 17ページの7行目、「2005年度の大阪府民意識調査」については、2010年度にも同様の調査を行っています。2015年度の同調査は、内容が変わっていますので、「2010年度」に文言を変更した方が良いと思います。

○事務局 2010年度大阪府民意識調査について確認させていただきます。

○委員 16ページの17行目、先ほど〇〇委員から「資本主義社会における貧困や家制度の強化により、差別が再編成されました」と修正の御意見がありましたが、修正前の「身分制度の廃絶に反する旧身分の書き込みなどとともに家制度の強化により」という文言は残しても良いのではないのでしょうか。

○委員 「身分制度の廃絶に反する旧身分の書き込み」とは壬申戸籍についての説明であることから、明記する必要はないと思います。

○会長 19ページの4行目、「1997年に「性同一性障害の診断と治療に関するガイドライン」が策定され、医学的治療の対象となり」という文言について、治療というのは「治さない」という意味合いが非常に強く、当事者の方々からは、かなり異議もあったと思います。

当時、その判断や治療が必要であったことは間違いありませんが、現代において、人権という立場から見れば、性的指向や性自認等、性別が異なることが間違いであるとは見なさないようになってきています。

1997年当時は、ガイドラインの策定は画期的なことでしたが、「医学的治療の対象となり」については削除する方が良いと思います。

○委員 女性の人権については、1990年代に国連などで女性への暴力が大きく取り上げられた時期がありました。

例えば、1993年におけるウィーンの世界人権会議、1995年における北京女性会議で、「女性の権利は人権」ということが再認識され、女性に対する暴力を根絶しようとする国際的な機運が高まり、それに伴いDV防止法等が制定されたことから、これらの動向を追記する方が良いと思いました。

○会長 北京女性会議は、1995年の会議を起点に、アフター20（20周年）やアフター25（25周年）として、最近も見直しが進められているので、可能であればその表記を検討してほしいと思います。

また、子どもの人権に関して伺いたいのですが、昨今、子どもの貧困問題が非常に深刻であるとともに、ネグレクトは人権問題としてとらえる傾向にあると思います。

それぞれの御専門の委員で、何か御意見があればお願いします。

○委員 高齢者の人権について、人権擁護の観点から、虐待や詐欺による人権侵害に関しても明記しているので、特に問題ないと思います。

○委員 この基本方針の内容で特に意見はありませんが、子ども食堂は市内でも数カ所開催されており、子どもたちの貧困についての理解が必要だと思います。

○会長 私もその状況が最も気になっており、子どもの貧困は福祉の問題としてとらえられがちですが、包括的には、人権の視点が必要だと思いますので、先ほど発言させていただきました。

○委員 8ページの7行目、「人権のまちづくり」という文言よりも、「人間尊重のまちづくり」とする方が、一般市民には親近感があると思います。

「人権」という文言には、様々な要素が含まれています。

特に、先ほど議論があった部落問題については、一般市民にとっては、意識的には少し遠い気がしており、かなり以前に解決しているという感覚があります。

そういうところから考えると、人権という文言よりも、「人間尊重」という文言のほうが、子どもからお年寄りまで含まれ、もう少し温かく助け合いながらやっていこうという意味が含まれると思いますので、「人間尊重」という文言をこの基本方針に明記した方が伝わりやすいと思います。

○会長 「人権」という示し方は、少し遠く感じる印象があるとのことで、大変貴重な意見だと思います。

○委員 もう一点、私は、建築関係の仕事に従事していますが、建築関係では安全大会など様々な大会がある中で、「人権」という文言はほぼ使用せず、「人間尊重」という文言に全て変わっています。

人権という捉え方でお互いを認め合うのではなく、一人一人いかなる立場の人であってもお互いを尊重しようとしているので、「人間尊重」の方が身近に感じてふさわしいと思います。

○会長 先ほど、〇〇委員からも意見がありましたが、公的な機関の課題であるとともに、私たち市民一人一人の課題であるとの大変貴重な意見であると思います。

○委員 法律の分野では「人権」という文言の方がなじみ深い中で、先程の意見をお聴きしていました。

その中で、「人間尊重」の方が理念は伝わりますが、「人権」の概念は「公権力によっても侵害されない権利」として強調されると思います。

特に、市の基本方針として示すので、「人権」の文言の方が良いと思います。

次に、12ページの11行目、守口市がこれまで取り組んだ男女共同参画についての歩みが示されていますが、最終的に第3次守口市男女共同参画推進計画が2016年に改定され、これは5年計画になるのでしょうか。

○事務局 第3次守口市男女共同参画推進計画は10年間の計画です。来年は5年目のため、現在改訂作業を行っており、男女共同参画審議会に諮問しているところです。



○委員 先ほど、〇〇委員が意見された「人間尊重」を如何に明記すべきかを鑑みて、今年特に思うことは、例えば、マスク着用の件で事件に発展するケースがあるが、人の言葉によって感情の伝わり方が異なり、新たな人権問題が発生します。

今年はコロナ禍であることから、新たな人権課題が生じたときの対応や生活様式について、「人権尊重」の文言を最後の項に付け加えてはと思います。

○委員 「人間尊重」の方が、市民に理解されやすいと思います。

○委員 今年の基本方針案であるならば、コロナ禍に関連して人を引きつけるようなキャッチコピーを取り入れた基本方針にしていきたいと思います。

○委員 私は元教員で、子どもの人権に関わる経歴が長かったため、12ページの子どもの人権についての内容が以前と変わっていないことが気になります。

いじめや不登校が現場では存在し、教育相談やスクールカウンセラーの需要が極めて高い状況の中で、以前と内容が全く変わっていないことから、子どもの人権問題に過去と変化がないものと誤解を招くおそれがあると感じました。

特に、現在のコロナ禍では、より顕著な状況が現れていると思います。

○会長 子どもの世界は、SNSなどの発達で、以前と状況が変わっていることから、いじめの問題も以前と大きく変わっていると思います。

○委員 世の中が悪質に深刻になっていると思います。

○委員 私は、障がい者です。この書面に障害者差別解消法と明記されていますが、これは難しい問題であり、守口市に在住している中で、この問題が解決しているという実感はありません。

もっと市民にわかりやすく啓発していくことが大切です。

大分県では、障がい者に優しいまちづくりが行われており、障がい者差別の解消は、そうしたことから進められていくものと思います。

障がい者の気持ちは、障がい者にならないと認識できないものでありますことから、きめ細かな政策を打ち出していただくことを切に願います。

○会長 〇〇委員の意見は、先ほどの行動目標に関係していると思いますし、冒頭に、守口市人権啓発推進委員会が設置されていると説明がありましたので、この方針が目標であるならば、積極的に方針を飾り物にせず、具体的な政策に繋げていくことを前提に策定していくことが必要であるという大変貴重な意見と思います。

○委員 SDGsが2015年に採択されてから5年が経過し様々なところで話題になっていますが、守口市の第6次総合基本計画は、このSDGsを元に改訂作業を行っており、これをさらに具体化しなければならないと感じました。

また、日頃から様々な相談を受けますが、後期高齢者問題が深刻な状況です。

認知症が進んだ方や自立生活ができない方を支援するときに、周りに支援する人が存在しないケースが相当あり、経済的な問題も生じています。

今後は、このような高齢者問題についてクローズアップしていく必要があります。

その他にも、SNSによる誹謗中傷の問題は非常に大きな問題となっています。子どものいじめに関する意見がありましたが、これは大人のいじめです。国会でも審議が始まったようですが、法整備は極めて遅れており、市議会においてもSNSによる誹謗中傷の問題が生じています。

SNSによる感情的な発信は憎悪しかなく、全ての人権問題、人間尊重問題に関わることから、その他の問題としてSNSによる誹謗中傷の問題を取り上げるべきと感じました。

先ほどの〇〇委員の意見を聞きまして、人権問題は、アウトリーチ的に問題を解決するための具体的な手段を考えるべきであり、今後の行政課題になると思いますが、問題を解決するためには常に事前の準備が必要だと思います。

例えば、現在、コロナ禍で学校にも感染の被害が及んでおり、感染者へのいじめが生じることを心配していましたが、子どもたちは非常に冷静で、学校で適切な教育が行われていることからいじめがありませんでした。このように問題を解決するためには事前の準備が重要であると感じています。

今回のこの議論が、過去からある議論の再編成のみではなく、今後の時代に対応して、問題を縮減できるような審議会になればと感じております。

○会長 後期高齢者の問題は、非常に深刻だと思います。昨今、ヤングケアラーの問題もあり、自己責任として家族が介護することが非常に負担になっていると思います。

また、SNSのみではなく、リモートワークやネット会議が頻繁に行われている中で、人を傷つける問題は今まで重視されていなかったとの大変貴重な意見と思います。

○委員 高齢者の人権ですが、先ほど〇〇委員が子どもの人権で、新旧の内容が変わっていないとの意見がありましたが、高齢者の人権も以前とあまり内容が変わっていないと思います。

例えば、14ページの20行目、「守口市老人保健福祉計画」は2006年3月まで明記されていますが、その後に計画の改定があったと思いますので、事務局の方で確認をお願いします。

また、先ほどの〇〇委員の意見のように、後期高齢者のうち認知症の方に関する意思決定は、現場においても重い問題であり、成年後見制度などを利用しながら本人の意思を尊重していくことについても確認をお願いします。

○会長 委員から後日意見があれば、事務局で受付は可能ですか。

○事務局 この後、数日間、委員各位から意見聴取する期間を設けようと考えています。

○会長 本日意見されなかったとしても、今後、疑問点等があれば、事務局で対応することを確認させていただきました。

○委員 先ほど〇〇委員と〇〇委員から意見がありましたが、「人権」の文言は堅苦しいことから「人間尊重」と明記すべきという意見、もう一方は「人権」とは「公権力も侵害されない権利」という意見、双方とも貴重で重要な意見と思います。

しかしながら、もう一点、人間尊重は重要ではありますが、現実には様々な差別があり、例えば、「女性は賃金が安くて良い。」「部落出身の人とは結婚させない。」などの問題が生じています。

こうした構造的な問題を見抜くためには、「人権」という文言が必要であると思います。

それをわかりやすく、市民に伝えるのは市の役目であると思いますので、この基本方針を基に、様々な場面で人権は決して遠い問題ではなく自分たちの課題であるということについて、様々な工夫を重ねて啓発していただきたいと思います。

○会長 それでは、質疑は終了とし、今後、意見があれば、事務局に申し出ていただきたいと思います。

## 1 1、答申書の作成について

○会長 それでは、答申書の作成について、事務局案はありますか。

○事務局 事務局において先ほどの御意見を集約した後、パブリックコメントを実施の上、答申案を作成します。

事務局からその答申案について事前説明をさせていただき、改めて御意見を集約させていただいた後、審議会でお諮りいただきたいと思います。

○会長 市長から諮問を受けましたが、大変時間が限られています。

その中での答申になりますので、本日の意見、今後の事務局への意見、それを元に事務局で答申案を作成し、事前に事務局から説明を受け、次回の会議で最終的に議論いただくということによろしいですか。（「異議なし」の声）

○会長 それでは、そのようにさせていただきます。

## 1 2、その他

○会長 それでは、その他にありますか。特になければ、次回の日程について事務局からお願いします。

○事務局 次回の日程は、令和2年12月から令和3年1月にかけてパブリックコメントを行った後の令和3年1月中旬から2月初旬までに会議の開催を考えております。

○会長 次回の日程について提案がありましたので、このようにさせていただきます。  
それでは他に事務局からありますか。

○事務局　今後、御意見等は、１２月４日までに書面により、メールまたは郵送でお知らせくださいますようお願いします。

事務局で集約し、結果を御連絡させていただきます。

また、内容の確認については、議長の一任でお願いしたいと思います。

○会長　内容の確認については、議長の一任でお願いしたいと説明がありましたが、いかがでしょうか。（「異議なし」の声）

○会長　これをもちまして、第１回守口市人権尊重のまちづくり審議会を閉会したいと思います。

皆様、御協力ありがとうございました。

上記のとおり会議録を要点筆記形式で記録し、後日のために確認し、署名・押印します。

会長\_\_\_\_\_

副会長\_\_\_\_\_